

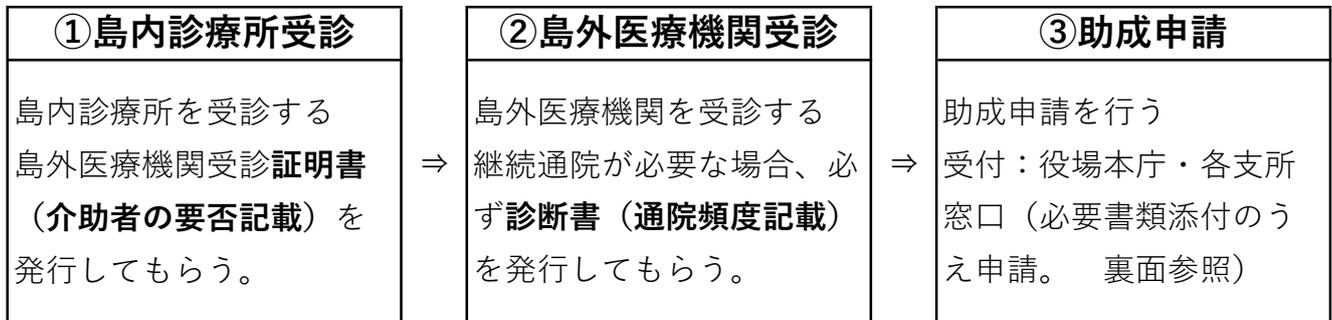
新島村島外医療機関受診に係る交通費等の助成制度が変わります

●本制度は、新島村民が島外医療機関を受診した際に、その交通費及び宿泊費の一部を助成することにより費用負担の軽減を図り、村民の保健向上並びに福祉の増進を図ることを目的に、創設以来制度改正を行ってまいりましたが、この度、以下の通り改正します。

●いつから？ 令和6年4月1日から

どんなふうになるの？		今まで↓	⇒	こうなる↓
対象者は？	19歳未満・65歳以上・三大疾病の者		⇒	全住民
助成額は？	交通費（1人当り1回1往復）	4,000円	⇒	4,000円
	宿泊費（1人当り1回1泊上限）	4,000円	⇒	4,000円
	証明書手数料（島内診療所）		⇒	500円
	診断書手数料（島外病院上限）		⇒	3,000円
助成回数は？	島外医療受診者（単年度）	4回	⇒	8回
	三大疾病（単年度） （がん、心疾患、脳血管疾患）	12回	⇒	24回
島外受診の前にする事は？	島内診療所受診 （証明書発行）	不要	⇒	必要

●利用するには？



- ・上記①の島内診療所医師の**証明書**は、**島外受診前**にその**都度必要**となります。
- ・上記②で**診断書**を添付された方は、同一疾病での通院に限り2回目以降①の証明書、②の診断書は不要となり、回数制限内で制度利用出来ます。（診断書は概ね1年間有効）

注意※対象となる 受診日程⇒	出発日	1日目	2日目	3日目	最後の 受診日	1日目	2日目	3日目
	この期間に受診が必要				この期間に帰島が必要			

- ・上記③で必要書類は、交通機関（飛行機の場合搭乗券）、宿泊施設、医療機関の領収書、①の証明書、②の診断書（必要な方のみ、概ね1年間有効）、身分証明書、振込口座（口座振り込みを希望される方は通帳又はカード）
- ・その他 裏面に申請時の必要書類などを掲載しますので、ご確認ください。

制度に関する問い合わせ先：新島村役場民生課福祉介護係 TEL) 04992-5-0243